

インドネシア裁判官任用の変遷： インドネシアにおける官僚的司法の ルーツにかんする研究ノート

島田 弦

1. はじめに

(1) 目的

インドネシアにおける司法の脆弱性は、多くの研究者¹⁾、あるいは国際機関²⁾、さらにはNGO³⁾が指摘する問題である。植民地期から1998年にスハルト大統領が辞任して権威主義体制が終了するときまで、インドネシアの司法機関の独立性は外部からの介入に対して非常に弱いものであった。

大陸法系に属する他の国々と同様に、インドネシア司法制度における人事制度は、植民地期から一貫して官僚的人事制度、すなわち大学新規卒業生から新任裁判官を採用し、各裁判官は官僚的な階層組織内において経験と訓練を蓄積していくというものである (Guarnieri 2004, 170)。このような裁判官のキャリア制度において信頼される司法を構築するためには、裁判官の任命と昇進がもっとも重要な要素である。インドネシアを含むほと

1) 例えば (Lev 1965)、Pompe (2005)、島田 (2000) 参照。

2) 世界銀行は、スハルト体制期に行った調査の報告で「市民は裁判所のサービスにひどく失望している。…裁判所の事件は非効率的に扱われ、判決は不透明である。このことは、裁判制度に対する尊敬の感情をなくし、裁判所は腐敗し、政治化しているという批判につながっている」(Budiardjo, Nugroho, and Reksodiputro 1999, 7) と指摘し、スハルト辞任後の2001年にも「汚職はなお蔓延し、それに取り組むべきであると想定されているまさにその機関 (警察および司法) に感染している」(World Bank 2001, i) と指摘している。

3) 国際援助機関・金融機関からの政治・法制度改革に関する援助受入のために政府と民間組織が共同して設立した「ガバナンス改革のためのパートナーシップ」の行った調査 (公務員、企業、主婦へのアンケート) では、最も清廉さの低い部門として、検察、司法、税関、交通警察が挙げられている。(Partnership for Governance Reform in Indonesia 2001, 11)

んどの大陸法諸国は、裁判官の任命・昇進について形式的には能力主義 meritocracy と年功制の組み合わせを採用している。しかし、同時に能力主義にもとづく裁判官人事制度は、政治的またはそのほかの形態による外部からの介入に対して弱いという問題もある (Gee 2012)⁴⁾。

本稿は、オランダ植民地期のインドネシア (東インド)⁵⁾ 司法の裁判官人事制度の変遷について概観し、その上で、比較のために 1998 年のスハルト大統領辞任にはじまるポスト権威主義体制期のインドネシア司法についても概観する。そして、制度的な観点からインドネシア司法の脆弱性のルーツについて考察する。

(2) インドネシアにおける司法の脆弱性

司法への信頼の低さは、インドネシアの経済・政治に対する深刻なリスクの一つである。ビジネス部門においては、一般的に訴訟は選ぶべきでない手段、または、せいぜい、紛争解決を遅らせることで相手に嫌がらせをする手段と考えられている。換言すれば、インドネシアにおいて裁判に訴えるというのは、正義を求めると言う意味ではなく、プロフェッショナルリズムに欠け、かつ非効率な手続を利用するための手段ということである。このような事態はインドネシアへの投資意欲を阻害している。また、Mietzner and Aspinall (2010, 5) は Diamond⁶⁾ を引用しながら「[民主化の—引用者] 実績は、不可逆的なものではない。インドネシアは、政府の効率性、法の支配、汚職取り締まりにおいて依然としてかなり問題がある。これらの分野の改善がなければ、インドネシアの民主化の実績は、なお後戻

4) 日本の司法制度もこの脆弱性から逃れられていない。1971年、最高裁判所は、左翼的と見なされていた青年法律家協会(青法協)に加入していることを理由に、判事補の判事への昇進を拒否している。

5) 本稿では、現在のインドネシアを示す用語として、オランダ植民地期については「東インド」を、独立後については「インドネシア」を用いる。

6) 「法の支配は、民主主義を強固にすることに対するもっとも手に負えない課題である。汚職のレベルは、下げ続けられなければならない。司法の独立、能力および高潔性は強化されなければならない。生まれたばかりの汚職対策機関、とくに汚職取締委員会は、公共部門の高潔性を厳格に追求しようとすることで既得権益が脅かされると考える者たちが当然に、その活力と効果を抹殺しようすることに対して、守られなければならない。一般のインドネシア人の司法へのアクセスは改善されなければならない。警察および治安部隊の能力、専門性および政治的中立性は強化されなければならない。政治的暴力の水準は、たとえそのようなことが起きて、減少させなければならない。」(Diamond 2010, 48-49)

りしかねない脆弱性をもつ」とする。

このようにインドネシア裁判所の質の問題に対しては、国内・国外の研究者の指摘するところであり、また、この問題に取り組むためのさまざまな提案も出されている。しかし、裁判所の側からこのような状態を改善しようとする真剣な取り組みはほとんど行われていない⁷⁾。むしろ、多くの場合、裁判所自身が改善を妨げている。例えば、2015年に、インドネシア国家警察庁が、汚職取締委員会（*Komisi Pemberantasan Korupsi, KPK*）の副委員長3名を逮捕した際（汚職などの容疑）、多くの人々がこの逮捕は、汚職取締委員会が前国家警察長官ブディ・グナワンを汚職事件の容疑者としたことへの報復であると考えた。しかし、南ジャカルタ地方裁判所のサルピン Sarpin 判事は予審手続で前国家警察長官の放免を決定した。法律家たちは、裁判所の決定は、警察に対する司法の独立がないことを示していると批判した。

（3）制度の経路依存性と歴史研究の必要性

インドネシアにおける行政に対する司法の脆弱性は、権威主義体制の時期に特に顕著であった。スカルノ体制下で制定された司法権基本法（1964年法律19号）は「革命、国家および民族の尊厳または非常に差し迫った社会の利益のために、大統領は裁判所の問題に関与または介入することができる」（19条）と定め、司法の独立を明確に否定した。1965年に権力を掌握したスハルトは、当初こそ法治主義の回復を掲げたが、1970年に制定した司法権基本法（1970年法律14号）11条は、裁判官の人事および裁判所行政を、行政権の権限とした（通常裁判所と行政裁判所については司法省、宗教裁判所については宗教省）。行政権が人事異動を掌握したことは、裁判に対する政治的介入の有効な手段となった（Pompe 2005, 124）。

ただし、このような制度は権威主義に特有なものではなく、大陸法諸国に見られる官僚的人事制度に共通なものである。そこで、官僚的司法制度と行政による裁判官人事が、植民地期においてどのような固有状況で発展し、また特定の問題を持つようになり、独立後のインドネシアに引き継が

7) Linnan (1999, 18) は「…司法の上級メンバーたちは、司法に腐敗があるとする考えに、おおびらに反対しているという点で、[改革期初期の批判へー引用者] 反撃にでているように見える」と指摘する。

れたかを考察することが重要となる。

この点について示唆に富むのは制度の「経路依存性」である。Pierson (2000a, 261) は、市場制度が継続的に費用と効率性の要求を受けているのと比較して、公共制度はより強い経路依存性があるとする。特に、司法制度は強い経路依存性を持つ公的制度の典型である。なぜなら、第一に、少なくとも理念において司法制度は実定法のみにしたがひ、市場の効率性のような非法的基準に対して独立であること、そして第二に、司法制度は法律尊重主義的 legalistic 価値観を内面化するように教育された法曹が構成するものであり、かつその専門職意識は非合法的な事情に対して強く抵抗するからである。このような性質のために、ヨーロッパにおいてさえ、効率性の基準にもとづく司法改革は数カ国で最近始まったに過ぎない (Langbroek and Fabri 2000, 1)。公的制度の経路依存的性質に基づいて、Pierson (2000b, 493) は歴史的調査の必要性を強調する。この示唆は司法制度についても当てはまる。したがって、司法改革において将来に取り得る経路を考察するためにも、インドネシアの官僚的司法のルーツを考察すること、すなわちインドネシアの司法組織に関する歴史的考察が必要である。

さらに、オランダ領東インドにおける司法組織は、オランダからの法の移入、植民地政策の必要性、そして、植民地政府と共存する土着権力という諸要因が複雑に組み合わせられたものであったため、このテーマは移植された西洋 (オランダ) 法と、ヨーロッパとは異なる土着社会との相互作用に関する興味深い事例研究でもある。すなわち、オランダ法あるいはより一般的にヨーロッパ法がインドネシアの司法制度に影響し、また、インドネシア社会がどのように外来の法および制度を受け入れたかについての研究である。オランダ領東インドには、人的および領域的管轄権によってさまざまな司法機関が存在し、それぞれの司法機関によって外来の要素と土着の要素のありかたや関係は異なる (例えば、裁判官など司法官の構成、適用する法令、管轄する法律事項など)。これら司法機関の変化および独立後のインドネシアへの影響を研究することは重要である。

2. 裁判官の任用と司法の質

(1) 大陸法諸国の官僚的司法における裁判官任用

司法の質は、制度設計、人々の法意識、法曹教育、あるいは権力分立などさまざまな要因に依存している。なかでも、裁判官の任用は、司法の質に対してもっとも影響のある要因の一つである。同時に、適切な昇進や昇給の制度が存在していない場合、裁判官が自らの裁判能力を向上させるインセンティブの多くが存在しなくなる。裁判官の任用は、裁判官の任命、昇進および異動を含む意味であるが、その規則および運用を明らかにする必要がある。

大陸法の伝統では、裁判官の主要な任務は具体的事件に対して、事実を確定し制定法を適用することである。したがって、法制定は、司法以外の権力の問題であると見なされている⁸⁾。特に、ほとんどの大陸法諸国においては議会が法制定の主たる淵源となる。そのため、司法は議会制定法が実際に機能するようにするための公共行政の一部であると考えられる。大陸法諸国におけるこのような司法の性格が、裁判官の任用方法も方向付けている。

Gee (2012, 124-126) はこのような司法を官僚的司法と呼び、Guarnieri and Pederzoli (2002) を引用し、官僚的司法の五つの特徴を指摘している。第一に、最高裁判所または司法省が、競争的試験を通じて法学部からの新卒者を新任裁判官として採用すること。この場合、公務員として能力主義が採用の原則となる。ただし、採用時点では、候補者の政治的傾向は不明確であるから、採用人事への政治介入はほとんどない。他方で、中流以上の家庭の方が高等法学教育に支出することができるので、裁判官の構成には社会階層がより影響する⁹⁾。

第二の特徴は、司法権内部での裁判官の育成および社会化 socialization である。新任裁判官は、前任裁判官の下で見習いとして訓練を受ける。この過程は、司法の一員としての裁判官のアイデンティティを形成する一方

8) 山本 (1995, 19-20) は、フランスにおいてはそのような従来の司法像が変化しつつあると指摘し、またそれに対する批判も紹介している。

9) Gianier and Pederzo は、ヨーロッパにおける傾向をまとめているので、日本には必ずしも当てはまらない。

で、しかし、このような裁判官の官僚的アイデンティティは、弁護士や検察官といった別の法律専門家から彼らを孤立させることにもなる¹⁰⁾。

第三の特徴は、階層的な裁判官のキャリアである。裁判官は、その職務を適切に行うことでキャリアの階層を上っていくことができる。昇進の基準は、年功制と能力主義である。最高裁判所あるいは司法省といった政府機関の最上部が昇進に関する決定を行うにしても、これらの機関は、個別裁判官の昇進の判断について、各裁判所の先任裁判官からの情報あるいは評価に依拠している。

第四に、官僚主義的な任用システムであり、裁判官は特定分野の専門家としてよりも、広く業務が行えるジェネラリストであることが求められる。

そして、第五の特徴としては、内部的な結束力の結果、それぞれの裁判官、とりわけ若く低い階級の裁判官は、その意思決定における独立性が比較的弱いことである¹¹⁾。

ここに挙げた特徴は、コモンロー諸国の法律専門職と比較した場合の官僚的司法の一般的な特徴であり、制度の詳細は政治的、経済的あるいは社会的状況に応じて国ごとに大きく異なる。インドネシアの司法制度は、オランダ植民地期から官僚的司法の特徴を備えているが、司法権の機能および裁判官の地位は、植民地統治期、日本軍政期、権威主義体制期および現在の民主化の時期でそれぞれ異なっている。

Guarnieri and Pederzoli (2002) が示すように、行政的司法における裁判官選任の基本的な基準は能力主義である。ただし、「能力 merit」の定義は必ずしも明らかでなく、「明示的にも、黙示的にも能力については多くの異なった定義があることは明白」(Malleon 2006, 8) である。本稿は、どのような基準が、インドネシアの裁判官選任を決定する「能力」として制度化されているかについて考察していきたい。

10) このような孤立化の問題は、制度設計によって異なる。インドネシアでは、裁判官と検察官は全く異なるキャリアであり、この二つの職業は法律専門職としての親近感をもたない。これは、法曹一元にしたがって司法試験後に共通の実務教育(司法修習)を受ける日本とは対照的である。日本の法律専門職のアイデンティティは、どの官僚機構に所属しているかではなく、いつ司法修習を受けたかで形成されている。また、フランスでは、裁判官と検察官は同一の職業種である「司法官 *magistrat*」である(山本 1995, 12)。

11) 中国のケースについて Russell (2006, 427) は「独立なのは裁判所であり、裁判官ではない」と指摘している。

3. オランダ植民地期の裁判官任用

(1) オランダ領東インドにおける裁判官選任の背景

植民地における裁判官任用について規定していた基本的法令は 1847 年に制定された「オランダ領インドにおける司法組織および政策に関する規則」(*Reglement op de Regterlijke Organisatie en het Beleid der Justitie in Nederlandsch-Indië*, Stbl. 1847 no.23 jo 57、以下「司法組織規則」とする)である。司法組織規則は、基本的にオランダの司法行政に準じていたが、植民地特有の状況を反映した修正点もあった。裁判官任用にかんする司法行政に影響を与えた植民地特有の状況としては、(a) 植民地における専門的法律家の慢性的な不足と、(b) 植民地におけるヨーロッパ人と原住民¹²⁾の区別、をあげることができる。したがって、これらの要因が植民地における裁判官の任用およびキャリアにどのような影響を与えたのかを考える必要がある。

(2) 法律家が不足する状況下での植民地司法

裁判官の任用に関して見ると、植民地の司法行政は三つの期間に分けることができる。第一は 1848 年までの期間である。この期間は、植民地に独立した司法が存在しておらず、行政と司法の区別はなかった。植民地の地方行政を担った理事官 *resident*、副理事官 *assistent resident* または監察官 *controleur* といった植民地政庁の行政官が、同時に政庁裁判所¹³⁾の裁判官

12) 「原住民」は、オランダ植民地政府が用いたオランダ語「*Inlander*」の訳語である。本稿では、植民地期において現在のインドネシア人を指す意味で「原住民」を用い、日本軍政以降については「インドネシア人」を用いる。Massier (2008, 79) によると「原住民と訳されるオランダ語 *Inlander* は、現在、侮蔑的な意味を有している。植民地期には、それは日常生活においても、公的な意味においても東インドに土着の住民を表すのに全く普通のものであった。この用語は、立法においては、「*uitlander*」(外部者)または「*buitenlander*」(外国人)から区別するために用いられ、オランダの法的文脈でも、つまりオランダ人を表すために用いられた。」

13) 東インドは二種類の裁判所があった。一つは、公的な裁判制度であり国王の名において裁判を行う政庁裁判所 *gouvernementsgerechten* で、その職員は政府が任命した。政庁裁判所に含まれるのは、植民地最高裁判所 *hooggerichtshof*、司法裁判所 *Raad van Justitie*、ランドラード、理事官裁判所 *Residentiegerechten* であった。もう一つは、村長、氏族長、イスラーム聖職者などが指揮する慣習法や宗教法に基づく土着法廷 *inheemse rechtsbanken* である。土着法廷は非公式の裁判所であったが原住民に対して広い管轄権を有し、副理事官や監察官などが土着法廷に陪席

(所長を兼任)となった。

次に、1848年、植民地において独立した司法が誕生し始める時期である。1848年からオランダ政府は植民地行政から植民地司法を分離する司法組織規則を施行した(1847年制定)。司法官と行政官の分離は、当初はジャワ島のヨーロッパ人を管轄する裁判所に限られていたが、その後、範囲が拡大していく¹⁴⁾。この司法組織規則は、法学部を卒業した司法官のみが、政庁裁判所の裁判官になれると規定した。

植民地支配の期間を通してオランダ政府は、東インドにおいて人種別の司法政策を採用していた。植民地住民は、ヨーロッパ人、原住民、そして東洋系外国人に分類され¹⁵⁾、それぞれに異なった法体系および司法手続に服していた。特にその違いはヨーロッパ人と原住民の間で重要であった¹⁶⁾。ヨーロッパ人に含まれるのは、オランダ人とそのほかの欧米諸国出身者、および日本人であった。ヨーロッパ人にはオランダ本国法に準拠する法律が適用された¹⁷⁾。司法手続についても、大学において法学教育を修了した司法官が裁判官となる「司法裁判所 *Raad van Justitie*」が第一審を管轄した¹⁸⁾。

それに対して、原住民は、第一審ではランドラード *Landraad* (直訳す

し監督していた。本稿では、政庁裁判所のみを議論の対象とする。

- 14) 1847年に制定された司法組織規則に基づく司法官と行政官を分離する制度は、植民地最高裁判所とジャワ島内の司法裁判所に、次いでジャワ島内の巡回裁判所に適用され、その後、原住民を管轄する裁判制度にも適用が拡大された。そして、1874年に、法律上、行政官と司法官の分離はジャワ島以外の植民地(外領)にも適用されることとなった。(Katwijk and Dekker 1993, 7-8)
- 15) Katwijk and Dekker (1992, 3)は、東インドにおける人口構成について Slingenberg の見積もりを引用している。それによると、1920年時点において、原住民は4700万人であり、そのうちキリスト教徒は40万人であった。ヨーロッパ人は8万人、東洋系外国人は65万2千人であり、外国系東洋人のうち中国系住民は60万人で、残りはアラブ系、インド系、その他の非ヨーロッパ系外国人からなっていた。
- 16) 植民地法は、ヨーロッパ人以外が、自主的な宣言によって、特定のまたはすべての契約行為についてヨーロッパ法に服することを認めていたので、ヨーロッパ人との契約関係が多かった外国系東洋人(特に中国系住民)は、慣習法に基づいて行う婚姻や養子縁組などを除けば、法律や司法手続ではヨーロッパ人に準ずる場合が多かった。また、1855年法律79号により1856年以降、ジャワ島およびマドゥラ島では、ヨーロッパ人に適用される商法のすべてと民法のほとんどを外国系東洋人にも適用すると定めた [Katwijk and Dekker 1993: 4]。
- 17) 1846年5月16日勅令 *Koninklijk Besluit (Stb. 1847 No.23)* による (Wignjosoebroto 1994, 33)。
- 18) 控訴審は、植民地の最高裁判所にあたる *Hooggerechtshof* が管轄した。

ると「地方裁判所」であるが、本稿ではカタカナで表記する）の管轄権に服した（司法組織規則 94 条）。1848 年にオランダ政府が東インドにおいて司法と行政を分離する政策を導入して以降、特にジャワ島およびマドゥラ島を中心として、より多くの司法官がランドラード裁判官に就任した。とはいえ、小規模な裁判所、特にジャワ島およびマドゥラ島以外の外領と呼ばれる地域においては、なお行政官がランドラード裁判官を兼任していた。すべてのランドラード裁判官職に司法官が就くようになったのは、ようやく 20 世紀（1908 年）に入ってからである。

第三の時期は、1914 年にはじまる、政庁裁判所裁判官への原住民の任用から日本軍による軍事占領までの時期である。この時期は、独立後のインドネシア司法の発展を考察する上で、植民地司法政策における最も重要な時期である。

20 世紀が始まったとき、オランダ政府は、原住民を司法官職へ広く採用することを検討し始めた。その端緒は、1901 年にウィルヘルミナ Wilhelmina 女王が即位に際して、原住民の福祉向上、とりわけオランダ語による近代的教育機会の付与を発表したことであった。これを「倫理政策 *Ethischepolitiek*」と言う。倫理政策の背景には、植民地支配の領域的拡大と深化による下級官僚の不足があった。

倫理政策は司法官僚養成にも及び、政府は、植民地において新たな法律訓練学校の設置準備に向けた委員会を指名した。そして、インドネシアのイスラーム研究で著名なフルフローニェ Snouk Hurgronje を委員長とする委員会は、そのような学校の設立が可能だけでなく、むしろ必要であると政府に答申した¹⁹⁾。この答申を受け、オランダ政府は 1908 年に原住民子弟に対して法学教育を提供するための高校を植民地の首都バタヴィア（現在のジャカルタ）に設置した。この高校の正式名称は、原住民法律家訓練学校 *Opleidingsschool voor Inlandse Rechtskundigen* であり、通常、バタヴィア法学校 *Rechtsschool te Batavia* として知られる。バタヴィア法学校は、原住民貴族などの子弟を入学させる全寮制学校であった。生徒たちは、西洋法だけでなく、西洋思想および科学も学んだ²⁰⁾。言い換えれば、バタヴィ

19) "De Opleidingsscholen voor Inland. Ambten. en Inland. Rechtskundigen." in *Bataviaasch Nieuwsblad*, 10 January 1914.

20) カリキュラムは、各 3 年間の予科と本科に分かれていた。予科ではオランダ語

ア法学校は、植民地の司法エリートに西洋法思想を移植することを目的としていた。

バタヴィア法学校は、*rechtskundige*（「法学修了者」または「法律専門家」の意味）という学位を付与した。1909年の設立初年度に、62名の志願者があり、そのうち17名（予科生11名、本科生6名）が合格し第一期生となった。そして、1924年のバタヴィア法科大学設立を受けて、1928年に閉鎖されるまでに、バタヴィア法学校は190名の*rechtskundige*を送り出した²¹⁾。予科で入学した一期生が修了する1914年、法律277号によって、植民地政庁はバタヴィア法学校を修了した原住民の*rechtskundige*をジャワ島およびマドゥラ島にあるランドラードの書記 *griffier*、副書記 *adjunct-griffier*、所長 *voorzitter* または副所長 *ondervoorzitter* に任用することが可能となった。この政策変更は、ランドラードでの訴訟が急速に増加してきたことへの対応である（Katwijk and Dekker 1993, 8）。

1924年、オランダはバタヴィアに新たな法科大学（バタヴィア法科大学、*Rechtshogeschool te Batavia*）を設立した。それまで、東インドで必要となる法学士の学位は、オランダ本国のライデン大学やユトレヒト大学で取得する必要があったが、バタヴィア法科大学の設立は、原住民エリートが法学士号（*gegraditeerd*）を取得し、さらに高い司法キャリアを積む可能性を広げるものであった。バタヴィア法科大学設立後も、バタヴィア法学校はしばらく継続したが、高校相当の法学教育しか受けていない*rechtskundige*は、大学卒業者と比較して非常に限られたキャリア機会しかなかった²²⁾。そのため、1928年にバタヴィア法学校は閉校となった。とはいえ、*rechtkundige*の数は大学卒業者よりもはるかに多く、したがって彼らは植民地の公的裁判所で働く原住民裁判官の主要部分であり続けた。

とフランス語（オランダ法典はフランス革命戦争でオランダがフランスに支配された時に、フランスより移入された）、歴史、哲学および地理学を学んだ。本科では、オランダ人法律家が必要とする知識と同じものを学んだが、その内容はより簡便であった。同時に東インドに関する法律概論、オランダおよび東インドの法制史、国制法、刑法、刑事手続法、民法、商法および東インド慣習法など東インド独自の法についても学んだ。（*Bataviaasch Nieuwsblad*, 10 January 1914）

21) *De Indische Courant* May 22, 1928, "De rechtsschool: De officieel sluiting."

22) "De inlandsche rechtskundigen. Vraag aan de regeering" in *De Indische Courant* on 05 March 1938.

（3）原住民裁判官に対する社会の反応

植民地原住民に対する法学教育の導入については、ヨーロッパ人社会からさまざまな反応を招いた。特に、原住民社会に対して強い共感をもっている植民地専門家ほど、原住民法律家に対して否定的な見方を示したことは興味深い。例えば、ムルタヴィティ *Multaviti* のペンネームで活動していた *Linden* (1911) は、この政策を批判している。彼は、起訴前捜査における原住民行政官の不法な行為に言及し、司法は原住民を信頼すべきでないコメントした。リンデンはインドネシア社会の価値を否定するわけではないが、他方で、司法に関していえば、原住民社会に関するヨーロッパ人判事の知識を伸ばす訓練を通じて、裁判において原住民社会の事情を判決に反映すべきであると主張した (*Linden* 1911, 28)。

1914年1月10日の「バタヴィア新聞 *Bataviaasch Nieuwsblad*」は、原住民は近代司法には不適格であるという発言を掲載している。この発言者は、原住民の低い道徳的資質への懸念を示した上で、バタヴィア法学校における教育は生徒の気質をヨーロッパ的価値に適合する必要があるため、より家庭的な環境での訓練が必要であるとしている。さらに、もし政府が原住民司法官のために大学を設立するとすれば、それはオランダに設立すべきだとも主張している²³⁾。

このように、原住民裁判官任用の政策に対する批判は、原住民の道徳観や文化は近代法を適用する政庁裁判所とは合致しないという文化的視点に立脚している。つまり、政庁裁判所は裁判官の独立と中立性に基づかなければならないが、このような考え方は、特に年長者への服従というジャワ人文化とは相容れないという主張である。バタヴィア法学校が全寮制を採用し、西洋思想など教養科目を重視していた理由の背景にはこのような文化的偏見もあった。

もちろん、原住民が政庁裁判所判事となる資質を疑うことへの反論もあった。バタヴィア法学校の最後の校長は、1928年の閉校式において、学校ははじめの頃は偏見を持たれていたが、その卒業生たちは配属されたランドラード所長たちから高い評価を得てきたと演説している。校長は、「原住民は司法の要である誠実さ、自律性および道徳を欠き、また県長

23) "De opleidingsscholen voor Inland. ambten en Inland. rechtskundigen op Java" in *Bataviaasch Nieuwsblad* on 10 January 1914.

regent、上司にあたる原住民公務員、あるいは理事官や副理事官への独立性も欠いていると批判する者もあった」が、しかし「原住民裁判官は政府に対する独立性を貫き、またヨーロッパ人の証言が疑わしければそれを知ることができた」と述べた²⁴⁾。

特に、リンデンのような原住民社会への親近感と原住民裁判官への不信という態度は矛盾しているようにも見える。しかし、オランダの植民地法政策の文脈に置くと、それは一貫性を持っている。20世紀初頭、ライデン大学教授であるフォレンホーフエン Cornelis van Vollenhoven を筆頭とするアダット法学派は、植民地行政に対して圧倒的な影響力をもっていた。アダット法学派に基づく植民地法政策は、植民地住民はヨーロッパ法ではなく、それぞれの慣習法（アダット法）に服することとしていた。植民地の政庁裁判所も、原住民の裁判については土着の、また多くの場合に不成文法である慣習法を適用していた。原住民裁判官の持つ文化的背景と言語能力はこの裁判には不可欠であった。そのため、原住民裁判官の任用は、ヨーロッパ人裁判官の任用とは異なるものであった。例えば、司法組織規則はヨーロッパ人裁判官については、その者の出身地に配属することを禁じていた。しかし、この規定は原住民裁判官には適用されなかった。結果として、原住民裁判官はヨーロッパ人裁判官の下位にとどまっていた。1930年代に、反動的な植民地政策が台頭した際、当然に原住民裁判官の任命数は減少した（Pompe 1996, 55）²⁵⁾。

(4) 原住民裁判官任用の実際

東インド植民地では、長い間、司法と行政が分離していなかったのは上に述べたとおりである。当初、司法組織規則第92条は、行政官である理事官および副理事官はランドラード所長を兼任できると定めていた。植民地においては、正式な教育を受けた法律が不足していたため、少数の例外を除き、理事官またはその部下（副理事官または監察官）がランドラード

24) "De rechtsschool - De officieel sluiting" in *De Indische Courant* May 22, 1928

25) 1925年3月16日のある新聞記事は、ライデン大学を拠点とするアダット法学派が強い影響力を持つ司法政策を批判する意見を掲載している。その意見は、原住民裁判官の能力および資質はまったく好ましくないものであり、さらに倫理政策を過度に信奉する助言者 hyper-ethical advisors であるライデン大学教授たちは、原住民たちよりもはるかに我が国民を犠牲にして、原住民を増やそうとしている」としている。"De Juridische opleiding," in *Het Nieuws van den Dag*, March 16 1925.

や理事官裁判所など下級裁判所裁判官を兼任していた。理事官はその管轄地域における警察権も持っていたため、これは権力乱用の原因になった。オランダ政府がジャワ島およびマドゥラ島において行政官から下級裁判所の裁判官としての権限を剥奪したのはようやく 1869 年である。そして、1908 年までに、すべての政庁裁判所裁判官は、学位をもつ司法官 (*rechterlijke ambtenaar*) であることが必須となった²⁶⁾。

しかし、この政策は当然にさらなる司法官の不足を招いた。その結果、政庁は内務行政官 (*binnenlands bestuur*) を一時的に、ヨーロッパ人および原住民の軽い刑事事件および民事訴訟を管轄する軽罪裁判所 (*landgerecht*) の裁判官へ任命することを認めた²⁷⁾。さらに、政庁は行政官を司法職へ任命できる軽罪裁判所の数を増やすことも定めた²⁸⁾。

バタヴィア法学校設立によって、原住民エリートが *rechtskundige* として新たに公的司法に加わった。彼らは法学士号を持つ法律家と同等の地位ではないが、司法官として扱われた。そして、オランダ植民地政庁は *rechtskundige* をランドラードに配属した。1942 年の段階で、ジャワ島およびマドゥラ島に 80 のランドラードがあり、外島地域には 81 のランドラードがあった²⁹⁾。一つのランドラードは次のような役職で構成していた：

1. 所長 *Voorzitter*
2. 臨時員外所長 *Tijdelijke buitengewoon voorzitter*
3. 副所長 *Ondervoorzitter*
4. 有給判事 *Bezoldigde lid*

26) 1901 年の司法組織規則改正で、政庁は司法官の任用における年功制原則を次のように定めている：

第 15 条 1 項：司法職への任命に際して、司法官は職階表に記載される。

第 15 条 2 項：職階表は、任命決定の順に定める。任命が同日である場合には、任命番号の順による。同じ決定書で任命されている場合、任命の順序による。

16 条 2 項：より高い俸給の役職への学士司法官の任命は、その役職への適合性に配慮した上で、職階表にしたがって行う。

27) *Koloniaal Verslag 1918-1919*, p.61.

28) *Ind. St. no.87/1919, Koloniaal Verslag 1919-1920*, p.105.

29) 1942 年の時点で、ジャワ島およびマドゥラ島のランドラードのうち 20 ヶ所の所長は、別のランドラードの所長が兼務していた。また、外島地域では 81 ランドラード中、40 が別のランドラード所長の兼務であった。また、13 ランドラードでは司法官ではない行政官が所長となっていた。したがって、外島地域でランドラード所長となっていた司法官は 20 名に過ぎなかった。

5. 検事 *Djaksa*
6. イスラーム法顧問 *Penghoeloe*
7. 書記 *Griffier*
8. 副書記 *Adjunct-griffier*
9. 員外代理書記 *Buitengewoon substituut griffier*
10. 廷吏 *deurwaarder*

上記 10 の役職のうち、司法官がつく役職は、所長、臨時員外所長、副所長、有給判事、書記、副書記および員外代理書記である。ただし、小規模なランドラードの場合、臨時員外所長、副所長、有給判事、副書記のような役職がない場合もあった。他方、規模の大きいランドラードでは、それぞれの役職に複数の司法官がついている場合もあった。

原住民司法官 (*rechtskundige*) のキャリアはおおむね次のようなものであった。バタヴィア法律学校を卒業すると、まず *rechtskundige* として職階表 (*runghlijst*) に記載される。1942 年の段階で、93 名の *rechtskundige* がリストにあった。植民地政庁は、それらの者を職階表の順番に基づいて配属していく。職階表の順序は年功制であり、法律学校卒業年次の早い者が職階表の上位にある。

植民地政庁は通常、新しく任用された *rechtskundige* を員外代理書記としてランドラードに配属する。員外代理書記は、司法官としてはもっとも低い有給職である。1925 年の政府規則によると、員外代理書記の月給は 100 から 120 ギルダであった。員外代理書記の定員はランドラードの規模によって異なる。例えば、バタヴィア、バンドゥン、スマラン、スラバヤ、ジョグジャカルタなどの大規模なランドラードであれば、15 人以上の員外代理書記がいた。平均して、一つのランドラードで 6 から 7 人の員外代理書記が配属されていた。初任地のあと、*rechtskundige* は 4 年から 6 年の間隔でより上位の役職に異動していく。そのキャリアはまさにはしごを登っていくようなものであり、例を挙げると、ある新卒のジャワ人 *rechtskundige* はまずクディリ Kediri (東ジャワの小都市) のランドラードで 1915 年に員外代理書記として配属される。2 年後、彼はサラティガ (中ジャワの小都市) に経理担当書記として異動した。さらにその 2 年後、中部ジャワの中心都市スラカルタのランドラードに有給裁判官として配属さ

れ3年間勤務する。その後、マディウン（東ジャワの小都市）で臨時副書記として6年勤務する。そして、さらにマジェタン（中ジャワの小都市）のランドラード所長となる。その後、彼は同じくジャワ島の都市であるモジョケルトおよびプレバスのランドラード所長としても勤務した。

表1は、1942年のジャワ島およびマドゥラ島にあるランドラードの各役職に就いていた司法官の配分を示している。司法職の不足を補うために、政庁がバタヴィア法律学校修了の *rechtskundige* を司法職に任用したのは1914年である。したがって、1942年までに *rechtskundige* たちは、すでに何度かの異動を経験しており、初期の *rechtskundige* たちはすでに所長職に到達していた。そして、1942年にオランダは、東インドへ進駐した日本軍に降伏し、オランダ東インド植民政庁は崩壊しているため、この表は東インド司法組織の最終的見取り図でもある。

表1：1942年におけるランドラードの役職者人数（島田作成）

	原住民	オランダ人
所長	23	37
臨時員外所長	17	15
副所長	14	0
有給判事	24	0
首席書記	1	4
書記	20	36
副書記	27	14
員外代理初期	391	93

表1から、原住民司法官の総数はオランダ人司法官よりも多いにもかかわらず、裁判において訴訟を指揮する役職にある原住民司法官は少数であったことがわかる。さらに、原住民でランドラード所長についた者は23人であるが、首都（バタヴィア）にあるランドラードの所長はすべてオランダ人が占めており、また、12人以上の司法官が配属されるような規模の大きいランドラード（1942年時点で21あった）のほとんどもオランダ人が所長を務めていた。例外は、マゲラン Magelang、モジョケルト Modjokerto、ポノログ Ponologo、クディリ Kediri、デマック Demak だけであった。

規模の大きいランドラードは当然、事件数も多かった。また、特に商業

活動が盛んで、人口の多様性が高い大都市の裁判所ではより多くの民事訴訟があった。対照的に、小規模なランドラードにおける取扱事件のほとんどは刑事事件であった。加えて、代理書記の業務は主として刑事事件の管理であった (Nederburg 1901, 94)。原住民が被告人となる刑事事件の場合、適用される刑事手続法は、ヨーロッパ人の場合と異なり、簡易化された司法手続を定める「改正インド規則 *Het Herziene Indische Reglement*」³⁰⁾であった。改正インド規則は、刑事手続と民事手続を区別せず、また司法手続における村長や県長 *regent* など伝統的権力者、および植民地行政官の権限を大きく認めるなど、近代的な手続法とは大きく異なるものである。また、ヨーロッパ人に適用される手続法と比較して簡素な内容であった。このため、多くの原住民司法官はより近代的な訴訟手続に習熟する機会を得ることができなかった。

次に表2は、1932年と1942年のランドラードの役職に就いているオランダ人司法官と原住民司法官の数を比較したものである。

表2：1932年および1942年のランドラードの各役職者人数

	1932年		1942年	
	原住民	オランダ人	原住民	オランダ人
所長	19	39	23	37
臨時員外所長	10	17	17	15
副所長	12	1	14	0
有給判事	23	0	24	0
上級書記	0	2	1	4
書記	16	47	20	36
副書記	30	14	27	14
員外代理書記	206	149	391	93

表2からは、1932年から1942年までの10年間で原住民司法官は大幅に増え、他方でオランダ人司法官の数が減少していることがわかる。しかし、同時に、原住民司法官の大半は最下級の書記にとどまっており、高い役職への昇進機会は限られていたことも読み取れる。さらに、東インドの

30) 改正インド規則は、インドネシア独立後は「改正インドネシア規則 *Het Herziene Indonesische Reglement*」と名称を変更して引き続き有効である。1981年に刑事訴訟法典 *Kitab Undang-undang Hukum Acara Pidana* が制定されたため、刑事手続に関する部分は失効したが、民事訴訟法典としてはなお有効である。

高等裁判所にあたる司法裁判所裁判官は、一名の例外を除きオランダ人司法官が独占していた³¹⁾。

4. 植民地以後のインドネシア司法への影響

(1) 日本占領下での裁判官選任（1942年～1945年）

オランダは20世紀に入ってから原住民を司法官に任用したが、その役割はオランダ人に対する補佐的なものにとどまっていた。これに対して、日本の占領がインドネシア司法に与えた最も顕著な影響は、オランダ植民地期よりもはるかに責任の重い役職へインドネシア人を登用したことである³²⁾。これは、裁判所だけでなく、他の公共行政機関でも同様である。日本軍政は、インドネシアのオランダ人植民地行政官を抑留し、政府の役職から排除した。そして、空いたポストにインドネシア人を任命した³³⁾。

この日本軍政期における「インドネシア人化」政策が将来のインドネシア司法へ与えた影響については、二つの重要な研究がある。一つはPompeによる研究である。Pompe (1996) は Lev (1965) によるインドネシア司法の誕生に関する研究を受けて、日本の占領がインドネシア司法における専門性を破壊し、そして、独立後の「法の支配」への尊重を弱めたと論じている。他方、Siong (1998) は、日本軍の政策はインドネシア人が裁判

31) 待遇面でも、すべてのランドラードが同じではなかった。1920年法律508号(Ind. St. 1920/508)によると、植民地の裁判所は、審級とは別に次のように分類され異った棒級が適用されていた：

- A) ジャワ島の司法裁判所裁判官または員外裁判官、スラカルタおよびジョグジャカルタのランドラード所長；
 - B) 植民地最高裁判所書記、ジャワ島以外の司法裁判所裁判官または員外裁判官、主要なランドラードの所長、バタヴィア・スマラン・スラバヤ・バンドゥン・ジョグジャカルタ・スラカルタの *landgerechten* の裁判官；
 - C) ジャワ島の司法裁判所書記、司法裁判所の代理検事、中規模なランドラードの所長、Bに定める以外の軽罪裁判所の判事；
 - D) シトボンド・バニユワング・ガンチョクのランドラード所長、ランドラード副所長、ジャワ島外の司法裁判所書記、ヨーロッパ人を管轄する裁判所の代理書記。
- 32) 占領にあたり、日本軍政監部は東インドの裁判所名を変更している（1942年軍政監部規則第14号および34号）。植民地最高裁判所 *Hoogegerichtshof* は「最高法院」、司法裁判所 *Raad van Justitie* は「高等法院」、ランドラードは「地方法院」、*landgerecht* は「軽罪法院」となっている。(Tresna 1957, 78-79)
- 33) 日本はオランダ領東インドを三分割し、三つの司令部がそれぞれの地域を個別に統治した。それぞれの地域で統治方法には相違点もあるが、本稿は陸軍が統治したジャワ島およびマドゥラ島について論じる。

に関する能力を獲得する大きな機会となったとし、さらに、確かに現在のインドネシアに脆弱な司法が現実に存在するが、それは日本占領期に任命された裁判官の責任ではなく、オランダ教育を受けた法律家たちの独立後の選択であったと論じる。

日本軍政は³⁴⁾、オランダ人を政府の役職から外すことにより、日本占領以前はオランダ人司法官に従属するような地位にあったインドネシア人法律家に対してより高い司法官としての地位を開放した。1944年に日本軍政は主要なインドネシア人のリストを作成したとき、そのうち23名は裁判官（高等法院判事は6名）であった（Pompe 1996, 57）。とはいえ、空席となった裁判所、特に上級裁判所の役職を充足するのに必要な経験をもつインドネシア人法律家の数は十分ではなかった。そのため、裁判官の不足を補うために、日本軍政は次のようないくつかの対策をとった。

第一に、上級裁判所の裁判官数を減らしたことである。日本が東インドを占領した1942年時点で49名の上級裁判所判事（司法裁判所判事）がいたが³⁵⁾（Pompe 1996, 57）、インドネシア人判事は一人に過ぎなかった。まず、軍政監部は高等法院の合議制を廃止し、独任制とした³⁵⁾。さらに、高等法院判事が第一審裁判所判事を兼任できるようにした（Pompe 1996, 57）。1944年には最高法院を停止し、高等法院が最高法院の機能を遂行することを定めた（1944年治政令第2号）。

第二に、1943年、日本軍政は短期の裁判官訓練コースを設置した（Pompe 1996, 59）。さらに1945年、日本は「建国学院」という裁判官を含む官吏養成施設を設置した。建国学院での訓練期間は2年間であった（Siong 1998, 449）。当然、建国学院の生徒は終戦までに予定していた課程を修了することはできなかったが、建国学院の設立は、日本軍政が即製された裁判官の能力が十分ではないと認識していたことを示している。

34) 日本の占領地行政は、軍政監部が行い「治政令」という行政規則を定めた。ほかの日本軍司令部が統治した、メダンを除くスマトラ島、およびカリマンタン島（西部を除く）においては、軍の定める行政規則の名称は「富政令」である。

35) 日本軍政下では次の9名のインドネシア人が高等法院判事に任命されている：サストロムリヨノ Raden Sastroeljono、ノトスバギオ R.P. Notosobagio、クスマ・アトマジャ R. Koesoemah Atmadja、クスビオノア・ハディオト R. Ng. Koesoebjono Hadinoto、タディオノ・マヌ Tadiono Manoe、ハティ R. Hati、スタン・ムハマド・ラシド R. Soetan Moh. Rasjid、タンブナン R.A.M. Tamboenan、およびスプラト R. Soeprato。（Siong 1998, 436）

Pompe (1996, 61) は、日本軍政下の司法行政を次のように批判的に評価している。第一に、日本軍政は、インドネシア司法、特に上級の裁判所を弱体化させてしまった。第二に、上級の裁判所からの指導がなくなってしまったことで、司法内部での凝集性が弱まり、結果として行政機関である司法部（独立後は司法省）による裁判所への介入を強めることになった。そして第三に、日本占領下で教育を受けた裁判官たちは、独立後においてもインドネシア司法に長期的で、かつマイナスの影響を与えた。

他方、Siong (1998) は日本の占領による効果について異なる理解をしている。Siong (1998) は、日本による司法制度の統一は、地域毎に異なっていた裁判所の状態を統一する効果があった。したがって「日本も、専門的裁判官が排他的に司法行政を行わねばならないと命じることで、政府裁判所の近代化に主要な貢献をなした」のであり、その後、独立したインドネシアの憲法は、日本が導入した権力分立を継承したとする (Siong 1998, 424)。もちろん、インドネシアの司法の弱体は認めているが、しかし、それは独立後のスカルノ体制で生じた問題であるとする (Siong 1998, 425)。同様に、日本占領下で訓練を受けた裁判官の影響についても、彼らが独立後に司法権へ影響を有するような役割を担うためには若すぎた、とする。そして、彼は「立憲国家と法の支配を侵食したのは、ライデン大学とバタヴィア法学校の卒業生たちである」(Siong 1998, 450) と主張する。

(2) 現在のインドネシアにおける裁判官任用

植民地期および日本占領期の司法行政および裁判官の任用は、独立後のインドネシアにも大きな影響を与えている。独立以降、能力主義にもとづく裁判官任用は、行政権である司法省の権限で行われていた。権威主義体制と組み合わせることで、司法省による裁判官任用は、裁判官の内部的独立を効果的に弱体化させた。事件管理に重要である予算と裁判所事務組織も、司法省の管轄となった³⁶⁾。結果として、最高裁判所は、法技術的問題についてしか、下級裁判所を監督することができなくなった。裁判機関と

36) 独立直後に制定された1948年法律19号(司法機関の構成および権限に関する法律)では、裁判所書記人事は最高裁判所の管轄となっていたが、1964年法律第19号(司法権基本法)で、書記局人事は行政権(司法省・宗教省)の管轄となり、この規定は1970年の大幅な改正(1970年法律14号)でも維持された。

しては、最高裁判所は破棄判決を行うことができるだけであり、実質的な判決理由を通じて下級裁判所に指導することはできない。

この状況は、1998年5月、30年以上にわたって続いたスハルト体制が終わったことで大きく変わった。独立後のごく短期間を除き、インドネシアでは大統領が強大な権力をもつ権威主義体制であり、一貫して司法権は行政権に対して従属的な立場にあった。しかし、1998年以降、司法権の独立を制度化する動きが急速に高まっていく。1999年から2002年にかけて改正された憲法は、司法の独立を明確に定めた³⁷⁾。そして、裁判官任用の権限は、予算および事務職員を含む裁判所行政の権限と合わせて、最高裁判所の管轄下に移った³⁸⁾。

下級裁判所判事の任用プロセスの制度化は、スハルト体制後の改革期における司法行政に関する重要な進展の一つである。これに関しては、二つの法令が重要である。一つは、裁判官の役職および職階の昇進に関する2002年政令41号と、キャリア裁判官の昇進・異動の改革ならびに通常裁判所特任判事の監督に関する2013年最高裁判所長官決定第139号である。

二つの法令は裁判官任用における官僚的司法の特徴を維持している。特に、年功主義の要素が非常に強い。2002年政令41号は、昇進についての第一の条件は、現在の役職への在職年数であると定める。上位の役職へ昇進するためには、当該判事は現在の役職に4年以上在職している必要がある。業績評価は、昇進については二次的な要件となっている。昇進に関する特別な要件としては、国家に対する顕著な貢献（第11条1項「国家に有用な新たな発明」）、および学位（修士号および博士号）の取得がある。

新任の裁判官は、まず裁判官候補者 *calon hakim* として採用され、ジャワ島以外の2Bまたは2Cクラス地方裁判所に配属される³⁹⁾。新任判事の配属は、遠隔地にある裁判所の裁判官定員充足を目的としておこなうものである（最高裁判所長官決定2013年139号第5a条）。2Bクラスおよび2C

37) 憲法第24条1項（2001年改正）「司法権は、法と正義の実現のために裁判を行う独立した権力である。」

38) 司法権基本法改正に関する法律（1999年法律35号）第11条1項「第10条1項に定める裁判所は、組織上、行政上および財政上、最高裁判所の管轄とする。」

39) インドネシアの通常裁判所は、規模・取扱事件数にしたがって高等裁判所Aタイプ、高等裁判所Bタイプ、地方裁判所1Aクラス特別（15カ所）、1Aクラス（21カ所）、1Bクラス（60カ所）、2Aクラス（83カ所）、2Bクラス（114カ所）、2Cクラス（36カ所）に分類される。

クラスの地方裁判所は、もっとも小規模であり、ほとんどは交通の便が限られた遠隔地に位置している。2A クラス地方裁判所は、ほとんどの新任裁判官にとっては二番目の任地となる。その後、3年から4年毎に裁判官は、2A から 1B と裁判所のクラスを上昇していく。その一部は、1B クラスで裁判官として勤務したあとに 2A-2C クラスの地方裁判所所長に配属される。2A-2C クラスの裁判所長を務めた後の役職は、通常、大都市にある 1A クラスの地方裁判所であり、その後、1B クラス地方裁判所所長が昇進先である。

このような制度は、当然、遠隔地の小規模な地方裁判所であるほど、経験の少ない裁判官で占められることになる。確かに、比較的規模の大きい裁判所（1B クラス地方裁判所）で勤務した裁判官が小規模な地方裁判所（2A ～ 2C クラス地方裁判所）の所長として配属されるが、インドネシアにおける裁判所所長の業務はより行政的なものであり、裁判への関与は多くない。したがって、異なった経歴の裁判官による合議体での裁判指揮・判決起案を通じて、新任裁判官が能力を構築していくというシステムにはなっていない。このような裁判官任用システムの問題点は、オランダ植民地期の原住民裁判官の経験不足について Nederburg（1901）が指摘した状況と共通している。

引用文献

- Budiardjo, Ali, Nugroho, and Reksodiputro. 1999. *Reformasi Hukum di Indonesia*: Cyberconsult.
- Diamond, Larry. 2010. "Indonesia's Place in Global Democracy." In *Problems of Democratization in Indonesia: Elections, Institutions and Society*, edited by Edward Aspinall and Marcus Mietzner, 21-49. Institute of Southeast Asian Studies.
- Gee, Graham. 2012. "The persistent politics of judicial selection: A comparative analysis." In *Judicial Independence in Transition*, edited by Anja Seibert-Fohr, 121-145. Springer.
- Guarnieri, C., and P. Pederzoli. 2002. *The Power of Judges: A Comparative Study of Courts and Democracy*: Oxford University Press.
- Guarnieri, Carlo. 2004. "Appointment and career of judges in continental Europe: the rise of judicial self-government." *Legal Studies* 24 (1-2):169-187.
- Katwijk, Hanneke van, and Albert Dekker. 1992. *Nederlands-Indische rechtsliteratuur: register op de verhandelingen in het Indisch tijdschrift van het recht (1849-1950) en de Mededelingen*

- van het Documentatiebureau *Overzees Recht (1950-1958)*. Leiden: KITLV.
- Katwijk, Hanneke van, and Albert Dekker. 1993. *Nederlands-Indische jurisprudentie: register op de geannoteerde rechtspraak in het Indisch Tijdschrift van het Recht (1849-1950) en de Mededelingen*. Leiden: KITLV.
- Langbroek, Philip M, and Marco Fabri. 2000. "Developing a public administration perspective on judicial systems in Europe." In *The challenge of change for judicial systems: Developing a public administration perspective*, edited by Marco Fabri and Philip M Langbroek. Amsterdam: IOS Press.
- Lev, Daniel S. 1965. "The Politics of Judicial Development in Indonesia." *Comparative Studies in Society and History* 7 (2):173-199.
- Linden, M.L.M. van der. 1911. "De Inlandsche Landraadvoorzitters." *Het Recht in Nederlandsch-Indie* 97:24-29.
- Linnan, David K. 1999. "Indonesian Law Reform, or Once More unto the Breach: A Brief Institutional History." *Australian Journal of Asian Law* 1 (1):1-33.
- Malleson, Kate. 2006. "Introduction." In *Appointing judges in an age of judicial power*, edited by Kate Malleson and Peter H. Russell, 3-10. Toronto: University of Toronto Press.
- Massier, Ab. 2008. *The Voice of the Law in Transition: Indonesian Jurists and Their Languages, 1915-2000*. Leiden: KITLV.
- Mietzner, Marcus, and Edward Aspinall. 2010. "Problems of Democratization in Indonesia: An Overview." In *Problems of Democratization in Indonesia: Elections, Institutions and Society*, edited by Edward Aspinall and Marcus Mietzner, 1-20. Institute of Southeast Asian Studies.
- Nederburg, I.A. 1901. "Opleiding der Rechterlijke Ambtenaren In en Door den Dienst." *Het Recht in Nederlandsch-Indie* 77:94-109.
- Partnership for Governance Reform in Indonesia. 2001. *A National Survey of Corruption in Indonesia: Final Report*, Partnership for Governance Reform in Indonesia. Partnership for Governance Reform in Indonesia.
- Pierson, Paul. 2000a. "Increasing Returns , Path Dependence , and the Study of Politics." *American Political Science Review* 94:251-267.
- Pierson, Paul. 2000b. "The Limits of Design: Explaining Institutional Origins and Change." *Governance* 13:475-499.
- Pompe, Sebastiaan. 1996. "The effects of the Japanese administration on the judiciary in Indonesia." *Bijdragen tot de Taal-, Land-en Volkenkunde* 152 (4):573-585.

- Pompe, Sebastiaan. 2005. *The Indonesian Supreme Court: a study of institutional collapse*. Ithaca: SEAP.
- Russell, Peter H. 2006. "Conclusion." In *Appointing Judges in an age of judicial power*, edited by Kate Malleson and Peter H. Russell, 420-435. Toronto: University of Toronto Press.
- Siong, Han Bing. 1998. "The Japanese Occupation of Indonesia and the Administration of Justice Today: Myths and Realities." *Bijdragen tot de Taal-, Land-en Volkenkunde* 154 (3):416-456.
- Tresna, Raden. 1957. *Peradilan di Indonesia dari abad ke abad*: W. Versluys.
- Wignjosoebroto, Soetandyo. 1994. *Dari hukum kolonial ke hukum nasional: suatu kajian tentang dinamika sosial-politik dalam perkembangan hukum selama satu setengah abad di Indonesia, 1840-1990*. Jakarta: RajaGrafindo Persada.
- World Bank. 2001. *Memorandum of the President of the International Bank for Reconstruction and Development, the International Development Association, and the International Finance Corporation to the executive directors on a country assistance strategy of the World Bank Group for Indonesia, February 8, 2001 (Report No. 21580-IND)*. Edited by Unit World Bank. Indonesia Country Management, Asia International Finance Corporation. East and Department Pacific, *Document of the World Bank*: World Bank.
- 山本和彦. 1995 『フランスの司法』 有斐閣.
- 高田弦. 2000 「インドネシアの開発主義と人権を巡る裁判：90年代の判例分析」『アジア経済』41巻21号. 2 - 32頁。

